

ENEOSでんき

シナジーカード・ENEOS CBカード 割引契約約款

2019年9月1日 実施

JXTGエネルギー株式会社

2019 年 9 月 1 日 实施

シナジーカード・ENEOS CBカード割引契約約款

〔電気料金その他の供給条件の内容〕

1 対象となるお客さま

このシナジーカード・ENEOS CBカード割引契約約款（以下「この約款」といいます。）は、当社のENEOSでんき約款（以下「主契約約款」といいます。）の適用を受け、かつ、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを適用対象といたします。

- (1) 別表に定める、主契約約款の対象となる契約種別（以下「対象プラン」といいます。）として電気の供給を受け、この約款の適用を希望されるお客さま
- (2) 対象プランによって算定された電気料金を、毎月継続してシナジーカードまたはENEOS CBカード（以下総称して「シナジーカード等」といいます。）によりお支払いいただけるお客さま

2 この約款の変更

一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令、条例、規則等の改正によりこの約款を変更する必要がある場合その他当社が必要と判断した場合には、当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、主契約約款 2（約款の変更）の定めを準用し、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの約款によります。

なお、この約款を変更する場合の電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明については、主契約約款 2（約款の変更）の定めを準用いたします。

3 契約の成立

この約款にもとづく契約は、お客さまとシナジーカード等のクレジット会社との契約が完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

4 シナジーカード等割引

各月の電気料金は、対象プランによって電気料金として算定された金額（以下「月額電気料金」といいます。）から、1月につき次の金額（以下「シナジーカード等割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。ただし、当該月によるシナジーカード等割引額は、月額電気料金を上回らないものと

いたします。

1 契約につき	100 円 00 銭
---------	------------

5 シナジーカード等割引の適用

- (1) シナジーカード等割引は、シナジーカード等で最初にお支払いいただいた月額電気料金の料金算定期間の翌月の料金算定期間における月額電気料金から適用いたします。
- (2) シナジーカード等割引は、シナジーカード等による月額電気料金のお支払いがない場合、その翌月の料金算定期間において適用いたしません。

6 シナジーカード等割引の解約

対象プランに係る需給契約のすべてを解約または終了し、または月額電気料金の支払方法をシナジーカード等以外に変更することにより、1（対象となるお客さま）の条件を満たさなくなるときは、需給契約の解約日または支払方法の変更日をもって、この約款に基づく契約を解約いたします。この場合、当該月のシナジーカード等割引額の日割計算はいたしません。

7 そ の 他

- (1) この約款に定めのないその他の事項については、需給契約、主契約約款の定めによるものといたします。
- (2) 当社が別に定める特別提携カードによる特典またはTポイントによる特典と、この約款にもとづくシナジーカード等割引を同時に適用することはいたしません。
- (3) この約款、需給契約および主契約約款によりがたい特別な事情が生じた場合には、託送供給等約款や関連する法令、または一般に確立された慣習によるほか、お客さまおよび当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

附 則（実施期日）

この約款は、2019年9月1日から実施いたします。

別 表 (対象プラン)

エ リ ア	対象となる契約種別
関 東	東京 5 アンペアプラン、Aプラン、東京 Vプラン、動力プラン、東京動力プラン
中 部	中部Aプラン、中部Bプラン、中部Cプ ラン、中部動力プラン
関 西	関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力 プラン

2019 年 9 月 1 日

JXTGエネルギー株式会社

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号

J X T G エ ネ ル ギ ー 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 大 田 勝 幸

〔小売電気事業者登録番号：A0050〕